

財務省告示第四百九十九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報の保護に関する指針を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

目次

- 第一章 総則（第一条 第三条）
- 第二章 個人情報の取得等（第四条 第七条）
- 第三章 個人情報の管理（第八条 第十二条）
- 第四章 個人情報の第三者提供（第十三条 第十五条）
- 第五章 保有個人データの開示等（第十六条 第二十二條）
- 第六章 苦情の処理（第二十三条）
- 第七章 その他（第二十四条・第二十五条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この指針は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、財務省が所管する分野における事業者のうち、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者（以下「事業者」という。）が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

四 保有個人データ 事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び六月以内に消去することとなるものを除く。

イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六 個人情報保護管理者 事業者の代表者によって指名された者であつて、事業者内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。

(個人情報の保護に関する規程等の策定及び公表)

第三条 事業者は、個人情報の保護に関する法令及びこの指針等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する規程を策定し、これを遵守するものとする。

2 事業者は、その事業活動に対する社会の信頼を確保するため、個人情報の保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、公表するものとする。

第二章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第四条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められ

る範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

第五条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第六条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第七条 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項及び第二十一条第一項第二号において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合

は、この限りでない。

3 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならぬ。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

5 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなるときは、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければ

ばならない。

6 事業者は、未成年者から個人情報を取得する場合には、対象となる者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて当該未成年者の保護者の了解を得るよう促すものとする。

第三章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保)

第八条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するため、少なくとも次の事項を行うものとする。

一 個人データへの外部からの不正アクセスを防御する対策

二 個人情報保護管理者の設置

三 従業者による個人データへのアクセスの管理及び個人データの持ち出しの防止

(従業者の監督)

第十条 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第十一条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保するものとする。

(個人情報の漏えい等の事案が発生したときの対応)

第十二条 事業者は、個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した場合に直ちに個人情報保護管

理者に連絡する体制を整備するものとする。

2 連絡を受けた個人情報保護管理者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、必要な調査を行い、事案に即して次の措置を適切に講じるものとする。

一 漏えい等の事案における個人情報の範囲の特定

二 当該個人情報の重要度の評価

三 当該個人情報の漏えい経路の特定等、事案の事実関係等の把握

四 事案の事実関係等の公表

五 当該個人情報に係る本人への対応（謝罪等）

六 当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の搜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）

七 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し

八 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴

3 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等の事案の発生を把握した場合には、直ちに財務省又は関係のある地方支分部局に事実関係等を連絡するものとする。この場合、必要に応じて業界団体等を経由して連絡

することを妨げないものとする。

第四章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第十三条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第十四条 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第十五条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前二条の規定の適用については、

第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、

本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

イ 共同して利用する旨

ロ 共同して利用される個人データの項目

ハ 共同して利用する者の範囲

ニ 利用する者の利用目的

ホ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 事業者は、前項第三号ニ又はホに規定する内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、

本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第五章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十六条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第七条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十二条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該事業者が認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第七条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第十七条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第十八条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行った

ときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第十九条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第六条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十三条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第

三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十条 事業者は、第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十一条 事業者は、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)を受け付ける方法として、次に掲げ

る事項を定めることができる。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法

四 次条の手数料の徴収方法

2 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 事業者は、本人が次に掲げる代理人によって開示等の求めをしてきた場合、これに応じなければならない。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を

課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第二十二條 事業者は、第十六条第二項の規定による利用目的の通知又は第十七条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第六章 苦情の処理

(事業者による苦情の処理)

第二十二條 事業者は、個人情報情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 事業者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

第七章 その他

(見直し)

第二十四条 事業者は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

（事業者以外の対応）

第二十五条 財務省が所管する分野における事業を営む者のうち、事業者に該当しない個人情報を取り扱う者についても、この指針に準じて、個人情報を適正に取り扱うものとする。